

令和5年5月10日

町立小・中学校及び幼稚園の保護者様

猪名川町教育委員会

新型コロナウイルス感染症にかかる出席停止の取扱いについて(令和5年5月8日以降)

新緑の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本町教育の推進にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類相当から5類に変更されることに伴い、「保護者による届」を提出いただくことについては、「新型コロナウイルス感染症罹患時の学校園への届け出について」(5月8日付け)でお知らせしたとおりです。このこととともに、学校保健安全法施行規則も改正され、新型コロナウイルス感染症に関する出席停止措置の取扱いについて示されました。

つきましては、「おもな学校感染症一覧表」についてご確認いただくとともに、新型コロナウイルス感染症にかかる出席停止の取扱いについて、下記の通りとしますので、ご確認ください。

学校園においては、引き続き子どもの健康に留意しつつ円滑な学校園運営を推進いたします。各ご家庭におかれましても、毎日の登校園前の健康観察を、引き続き徹底するようお願いいたします。

なお、この措置は令和5年5月8日から適用しており、「新型コロナウイルス感染症にかかる出席停止の取扱いについて(令和5年3月7日以降)」は廃止します。

記

1 学校における出席停止措置の取扱いに関する留意事項

(1) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等に対する出席停止の期間は、「発症翌日から5日間経過し、かつ症状が軽快後1日を経過するまで」となります。

※「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

(2) 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用が推奨されます。

(3) 同居家族のコロナ感染や、本人のコロナ以外の発熱・咳等の症状がある場合の欠席については、出席停止扱いにはなりません。

(4) 同居家族に高齢者がいたり、基礎疾患がある方がいたりするなど、感染不安を理由に登校園を控えたい場合など、配慮すべき事情がある場合には、学校園にご相談ください。

2 「新型コロナウイルス感染症罹患に関する届」について

今後、お子さまが新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、所定の用紙に保護者様によりご記入いただき、学校に届け出ていただきますようお願いいたします。

届け出用紙(季節性インフルエンザ用、新型コロナウイルス感染症用、溶連菌感染症用の3種類)は各学校園にありますので、各自でご請求ください。また、右記QRコード及び猪名川町ホームページから書式データをダウンロードできますのでご利用ください。



<https://www.town.inagawa.lg.jp/soshiki/kyouikuiinkai/gakkosin/kosodatekyouiku/kansensyou/1574986718504.html>

3 その他

留守家庭児童育成室在籍のお子さまの届け出提出先については以下のとおりとします。

- ・学校の授業がある日→ 学校へ提出してください。
- ・夏休み等の長期休業日→ 留守家庭児童育成室へ提出してください。
- ・土曜日や臨時休業日→ まず留守家庭児童育成室へ提出してください。その日のうちに返却します。登校日に改めて学校へ提出してください。

【おもな学校感染症一覧表】

※学校保健安全法で定められた学校感染症です。

	病名	出席停止期間の基準(めやす)
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERS コロナウイルスであるものに限る)、特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する特定鳥インフルエンザをいう。)	治癒するまで
第2種	季節性インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発熱日を0日として5日を経過し、かつ解熱した後2日(幼児は3日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化(かさぶた)するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症日を0日として5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他感染症(条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症の例)	ヘルパンギーナ、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、伝染性紅斑(リンゴ病)、手足口病、流行性嘔吐下痢症、ウイルス性肝炎等

※上記のような感染性の病気にかかったときは、医師の治療を受け、登校園所の許可があるまで家で休んでください。この場合の休みは「出席停止」で欠席扱いにはなりません。

※【季節性インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、溶連菌感染症に罹患した場合】治癒後、登校園所するときは、保護者の方が所定の用紙(左記2参照)からダウンロード可)に必要な事項を記入し、お子さまに持たせてください。

※【季節性インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、溶連菌感染症以外の学校感染症に罹患した場合】治癒後、登校園所するときは、医師が作成する「意見書(治癒証明書)」をお子さまに持たせてください。